

岡崎市建築物耐震改修促進計画（案）に対する意見と市の考え方

No	意見	市の考え方
1	耐震化を促進することにより人的被害がどのくらい減少するのでしょうか。	「岡崎市地域防災計画－地震災害対策計画－」の第1編第3章第2(3)「耐震化の促進による減災効果」によれば、耐震化率90%で全壊棟数1,657棟、耐震化率95%では1,364棟、耐震化率100%で1,070棟に減少し、建物倒壊等による死者数（冬・深夜）は耐震化率90%で80人、耐震化率95%で60人、耐震化率100%で50人に減少するとしています。（過去地震最大モデルによる想定）
2	幅4m未満の道路沿いのブロック塀等の撤去を行う際は、あわせて狭あい道路の拡幅整備も進めていけたらよいと思います。	狭あい道路沿いのブロック塀等を撤去するためにブロック塀等撤去費補助金の利用をお考えの方には、道路後退部分を寄付いただくことで避難・救助活動の空間を確保できるよう、狭あい道路の拡幅整備に関する事業案内もあわせて行います。
3	新耐震基準の住宅の所有者が耐震診断を行おうとしても、どの業者へ依頼したらよいのか、費用もいくらかかるのかわかりません。市が耐震診断を行い費用を助成してほしいです。	昭和56年6月から平成12年5月までに建築された木造住宅については、耐震診断員を派遣して費用負担をなるべくおさえて耐震診断を行う仕組みを構築します。
4	住宅耐震化緊急促進アクションプログラムや耐震診断義務付け対象建築物の所有者への意識啓発などは重点施策に位置付けられているものの、新規の取り組みがありません。重点施策であれば新規施策を検討したらどうでしょうか。	本計画P.28にある重点啓発区域の設定は、新規の取り組みであり、大地震により甚大な被害を受けるおそれがある区域を選定し、重点的に戸別訪問等の啓発を行います。

5	<p>新たな補助対象となる防災ベッドとはどのようなものでしょうか。</p>	<p>防災ベッドは、地震時にベッド部分の就寝空間の安全を確保するための装置です。どのようなものかなかなかイメージができない方も多いと思われることから今後、実物の展示などを行っていく予定です。</p>
6	<p>耐震化の促進を図るための施策として、補助金を伴うものは予算の確保を継続的にお願いしたいです。</p>	<p>補助金交付による耐震化支援は耐震化の促進を図るうえで欠かせないと考えています。今後も継続的に予算の確保に努めます。</p>
7	<p>民間建築物のエレベーターについて、大阪北部地震でも閉じ込め被害があったため、地震時管制運転装置、戸開走行保護装置等の防災対策改修の周知、啓発が必要だと思います。</p>	<p>平成30年6月に発生した大阪北部地震では300件を超えるエレベーター閉じ込め被害が発生していることもあり、建築基準法第12条による定期報告の際にエレベーターの防災対策改修について周知、啓発を行います。</p>
8	<p>家の耐震も必要ですが、3.11の時に津波が20km内陸まで押し寄せたことを聞きました。過去の津波がどこまで来たのか考え、避難場所を含め見直す必要があると思います。市南部の人口が増加しているようですが、医療体制を含めて考えていってほしいです。</p>	<p>本市は、沿岸から離れた内陸部に位置していることもあり、過去の実績や、国や県が実施した被害想定において、津波の想定はありません。しかしながら、新型コロナウイルスなどの感染症に対する分散避難や、河川氾濫の浸水域に立地し、避難所として利用できない施設を補完するため、新たな避難所の確保を進めています。</p> <p>災害時の医療体制は医療救護所・後方支援病院・災害拠点病院において提供されます。このうち医療救護所は令和3年4月から、市内10か所の中学校を設置候補地として運用を開始します。これは南海トラフ地震</p>

		<p>の人的・建物被害想定を反映した変更で、市南部の被害想定も含まれます。また5か所の後方支援病院のうち市南部に立地する、藤田医科大学岡崎医療センターは、建設段階から災害時も継続して医療提供が可能となる建物・設備整備をしており、必要な資材備蓄や訓練もされていることから、十分役割を担えるものと考えます。今後も災害時の医療体制を十分に確保し、市外からの応援受入も円滑に調整できるよう、引き続き体制の充実に努めます。</p>
9	<p>旧耐震基準の住宅の所有者は築後40年以上が経過し、高齢者で年金暮らしの方が多くなります。耐震改修を行う資金調達ができる方も少ないと思いますがまずは耐震改修を行わない理由を把握することが必要だと考えます。そのため、無料耐震診断を受けられた方へ耐震改修を行わない、行えない理由についてアンケート調査を実施する必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>無料耐震診断を受けられた方が耐震改修を行わない理由については、耐震改修相談会に来場された方へアンケートを実施しており、多くの方が耐震改後の効果や今後の居住年数を考慮し費用をかけることに躊躇されていること、その他、家族の賛同が得られないなどの事情があることを把握しており、本市としても耐震改修の必要性をいかに認識していただくかが課題であると考えています。</p>
10	<p>耐震改修の補助金の手続きに手間がかかり、設計監理費や工事費が高めになります。手続きの簡素化を進めたいです。</p>	<p>令和3年度からは押印を廃止するため、データでの手続きも一部は可能となります。なお、補助条件を満たす耐震改修が行われたことを確認できる、最低限の書類等の提出は必要です。ご了承ください。</p>
11	<p>耐震化率を上げるためには、耐震診断の評点により区分を分け低い方には耐震改修費の補助金を増額することや、</p>	<p>評点が一定基準(0.4)以下であれば、段階的に工事を行う場合(1段階目:0.4以下→0.7以上 2段階目:</p>

	<p>期間限定で割り増し補助を行うとよいと思います。</p>	<p>1段階目改修後の評点→1.0以上)の補助制度もご利用いただけます。また、期間限定の割り増し補助については、効果的な手法について検討します。</p>
12	<p>耐震性のない建物を除却することも耐震化につながりますが、住宅除却費の補助金は耐震診断後に一定期間を経過しないと受けられないため、すぐに補助金を受けられる体制にしてはどうかと思います。</p>	<p>本市の耐震関連事業は、まず耐震診断を受け耐震性の有無について確認し、次に耐震改修の実施、または耐震改修が費用面等で困難であれば除却やシェルター等の設置を検討いただくという流れで進めています。耐震改修ではなく除却するという結論に至るには耐震診断を受けてから相当期間要するものと考えています。</p>
13	<p>耐震改修を進めるためには、耐震診断の結果報告を受けてから1ヶ月～3ヶ月くらいのタイミングで個別相談会を開催するとよいと思います。</p>	<p>耐震診断の結果報告を受けてから時間をおかずに耐震改修に向けた相談会を開催することは有効であり、補助制度の募集期間等も考慮した適切なタイミングで相談会を開催したいと考えています。</p>
14	<p>ひびが入っているようなブロック塀があまり減少していないようなので対策が必要だと思います。</p>	<p>ブロック塀の危険性や補助制度案内について、市政だより、ホームページ、ケーブルテレビ等による周知を継続するとともに、ブロック塀等が存在する建物へのチラシ投函を重点的に行います。</p>